選挙運動 Q&A
（代議員選挙）

公益社団法人日本理学療法士協会
選挙管理委員会

[本書は、選挙運動について、どういった運動が違反になる／ならないか等を FAQ で記載する。選挙運動を行う際には、以下の FAQ に留意すること。]

目次

（共通） 3
Ｑ１：選挙運動期間はいつからいつまで？ 3
Ｑ２：選挙運動は投票終了前日の何時まで？発信は 23 時 59 分で受信が翌日になった場合はどうなるの？ 3
Ｑ３：立候補者・有権者に限らず、誰でも電子メールを利用した選挙運動を実施していいの？ 3
Ｑ４：電子メールを送信する場合やウェブサイト・SNS を利用する場合の連絡先の表示義務とは、どういった情報を表示すればいいの？ 4
Ｑ５：禁止されている選挙運動はどういったものがあるの？ 4
Ｑ６：士会役員が協会代議員へ立候補した場合、士会として士会 HP などでその人に投票を呼びかけてもいいの？ 4
Ｑ７：選挙運動について、なぜウェブサイトや SNS は自由に利用することができ、電子メールについては禁止となるの？ 4
Ｑ８：立候補者から送信された選挙運動用の電子メールや選挙運動用のウェブサイトの文書図画を印刷して頒布してもいいの？ 5
Ｑ９：違法な文書図画の頒布や、誹謗中傷がなされていることについて、誰がチェックするの？ 5
Ｑ１０：業者（業者の社員）に、選挙運動用ウェブサイトや選挙運動用電子メールに掲載する文案を主体的に企画作成させる場合、報酬を支払うことは買収となるの？ 5
（立候補者向け） 5
Ｑ１：どういった電子メール文章を送ると選挙違反になるの？ 5
Ｑ２：電子メールは誰に送ってもいいの？ 6
Ｑ３：選挙運動で送った電子メールは、すぐに削除していいの？ 6
Ｑ４：ホームページや SNS を利用する時には何に注意すればいいの？ 6
Ｑ５：選挙運動用電子メールで自分以外の候補者を応援することはできるの？ 6
Ｑ６：候補者がホームページや SNS を立ち上げた際、以下の場合はどうなるの？ 6
Ｑ７：候補者自身が投票依頼文書を郵送した場合はどうなるの？ 7
Ｑ８：電話で投票依頼してもいいの？ 7
Ｑ９：動画を撮影して、動画サイトへアップしてもいいの？ 7
（有権者向け） 7
Ｑ１：候補者以外（有権者）が違反とは知らず善意で投票依頼（文書等）を送ってしまった場合、候補者へ連座制が適応されるの？ 7

Ｑ２：選挙運動用の電子メールは、知り合いに転送してもいいの？..... 7
Ｑ３：自分（有権者）が運用しているサイト内で立候補者が選挙運動できるような場を提供してもいいの？ 7

（共通）

Ｑ１：選挙運動期間はいつからいつまで？

Ａ１：選挙運動期間は、立候補者公表から投票終了日前までとする。立候補者公表前に選挙運動を行うことは、事前運動として違反となる可能性がある。また、ウェブサイトの更新は投票終了前日まで可能とする。

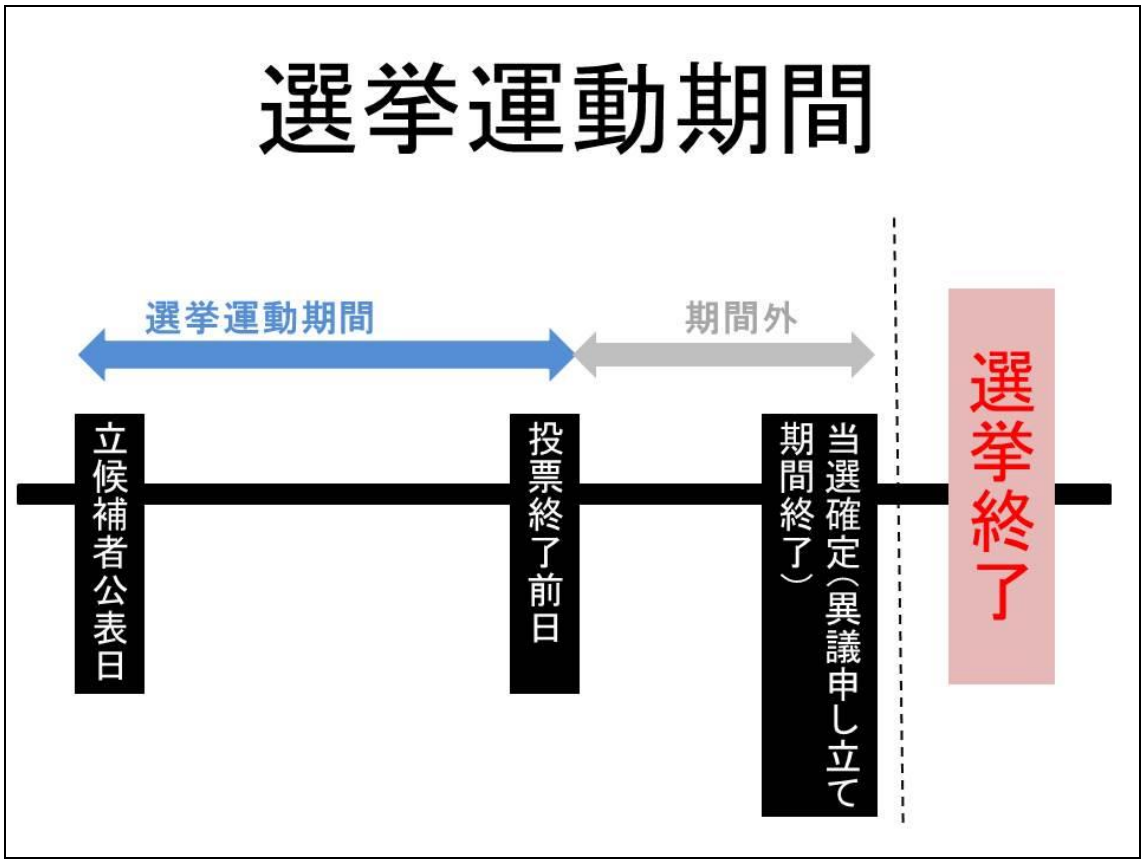

Ｑ２：選挙運動は投票終了前日の何時まで？発信は 23 時 59 分で受信が翌日になった場合はどうなるの？

Ａ２：投票終了前日までなら問題ない。受信に関しては立候補者側ではなく、有権者側の問題のため問題ない。

Ｑ３：立候補者・有権者に限らず、誰でも電子メールを利用した選挙運動を実施していいの？

Ａ３：電子メールを利用した選挙運動は、立候補者のみ可能。有権者の場合は、立候補者から送られてきた電子メールを他の人に転送することも禁止となる。

Ｑ４：電子メールを送信する場合やウェブサイト・SNS を利用する場合の連絡先の表示義務とは、どういった情報を表示すればいいの？

Ａ４：以下に、表示例を記載する。

＜電子メール送信の場合＞
氏名、電子メールアドレス

＜ウェブサイト・SNS の場合＞
電子メールアドレス、返信用フォームの URL、ツイッター—のユーザー名
（情報発信者へ連絡の取れるもの）

Ｑ５：禁止されている選挙運動はどういったものがあるの？

Ａ５：以下、禁止されている選挙運動の例を記載する。
・有権者による電子メールの利用
・ウェブサイト、SNS や電子メール等を印刷しての頒布
・選挙運動期間外の選挙運動
・立候補者に関して虚偽の事項を公にした者
・悪質な誹謗中傷行為
・買収（立候補者のみでなく、支援者も対象となる）
・戸別訪問

Ｑ６：士会役員が協会代議員へ立候補した場合、士会として士会 HP などでその人に投票を呼びかけてもいいの？

Ａ６：特定の候補者を応援するような掲載は違反とする。士会 HP や士会ニュース等へ掲載する場合には、候補者全員を掲載することを許容する。

Ｑ７：選挙運動について、なぜウェブサイトや SNS は自由に利用することができ、電子メールについては禁止となるの？

Ａ７：SNS を含むウェブサイト等を利用する方法による選挙運動が衆人環視の下で行われるのと比べ、電子メールは密室性が高く、誹謗中傷やなりすましに悪用されやすい傾向にあり、さらに悪質な電子メール（ウィルス等）により、有権者に過度の負担がかかるおそれがあるため。また、ウェブサイト等については、基本的に、自らが情報を求めてアクセスすることが想定される。逆に電子メールの場合、一方的に送られてくるという性質があり、

受信者にとっては、希望しない電子メールの受信、受信料金の発生などによる負担がかかるおそれもある。

Ｑ８：立候補者から送信された選挙運動用の電子メールや選挙運動用のウェブサイトの文書図画を印刷して頒布してもいいの？

Ａ８：ウェブサイトや電子メール等を印刷して頒布することは違反とする。

Ｑ９：違法な文書図画の頒布や、誹謗中傷がなされていることについて、誰がチェックするの？

Ａ９：立候補者がチェックすること。

Ｑ１０：業者（業者の社員）に、選挙運動用ウェブサイトや選挙運動用電子メールに掲載する文案を主体的に企画作成させる場合、報酬を支払うことは買収となるの？

Ａ１０：一般論として、業者が主体的・裁量的に選挙運動の企画立案を行っており、当該業者は選挙運動の主体であると解されることから、当該業者への報酬の支払いは買収となるおそれが高い。

（立候補者向け）

Ｑ１：どういった電子メール文章を送ると選挙違反になるの？

Ａ１：以下に、文章例を記載する。

＜例①：他の立候補者への投票阻止を要求＞
今度、●●選挙へ立候補した理学太郎です。同じく立候補している理学花子へは投票せず、理学太郎のみに投票をお願いします。

＜例②：立候補者以外（有権者）による電子メールでの選挙運動＞
お世話になっております。理学次郎です。
今度、同じ職場の理学太郎が、●●選挙へ立候補しました。理学太郎へ投票し、当選させましょう。

＜例③：選挙運動期間外の選挙運動＞※選挙運動期間は立候補者公表から投票終了前日までとなっている。
お世話になっております。理学太郎です。

本日から●●選挙の投票が開始されました。是非、理学太郎へ清き一票をお願いします。

＜例④：選挙運動用電子メールを送信してもいいか同意を得る前の送信＞
代議員選挙に立候補している理学太郎です。応援よろしくお願いします。つきましては、選挙運動用電子メールを送ってもよろしいでしょうか。

Ｑ２：電子メールは誰に送ってもいいの？

Ａ２：電子メールを送信できるのは、事前に選挙運動用電子メールの送信に対して同意をした者のみとなっている。送信を拒否された場合は、立候補者は選挙運動用電子メールを送信することができない。フェイスブックやLINEなどのユーザー間でやりとりするメッセージ機能は、「電子メール」ではなく、「ウェブサイト等」に該当するため、利用可能である。

Ｑ３：選挙運動で送った電子メールは、すぐに削除していいの？

Ａ３：電子メール送信者には、一定の記録の保持義務があるため、3ヶ月以上送信したメールを保持する必要がある。

Ｑ４：ホームページやSNSを利用する時には何に注意すればいいの？

Ａ４：アカウントの乗っ取りや、利用規約の違反による利用停止などに注意が必要となる。アカウントが凍結されると、その間、更新ができなくなる。

Ｑ５：選挙運動用電子メールで自分以外の候補者を応援することはできるの？

Ａ５：電子メール送信できるのは、自らのための選挙運動である場合に限られる。そのため他の候補者を応援する電子メールは送信できない。

Ｑ６：候補者がホームページやSNSを立ち上げた際、以下の場合はどうなるの？

Ｑ６－１：立候補趣旨、投票依頼をする内容を記載した場合

Ａ６－１：ホームページ・SNS へ記載することは問題ない。しかし、「他の候補者を誹謗中傷すること」、「選挙運動期間外にホームページを更新すること」が違反になる可能性がある。

Ｑ６－２：選挙に関する内容を記載していない場合

Ａ６－２：選挙に関係する記載がないホームページについては問題ない。

Ｑ６－３：ホームページ・SNS は選挙運動が許可されている時刻を過ぎたら削除しないといけないの？

Ａ６－３：削除する必要はないが、選挙に関する内容を更新することはできなくなる。

Ｑ７：候補者自身が投票依頼文書を郵送した場合はどうなるの？

Ａ７：通常ハガキまたはビラのみ頒布可能。費用は自己負担。記載内容に制限はないが、他の候補者への誹謗中傷・虚偽事項・利益供与・利害誘導などの記載をすると違反になる。

Ｑ８：電話で投票依頼してもいいの？

Ａ８：電話による投票依頼は、選挙運動期間中は自由に行うことができる。

Ｑ９：動画を撮影して、動画サイトへアップしてもいいの？

Ａ９：動画サイト（youtube、ニコニコ動画等）へアップすることは問題ない。

（有権者向け）

Ｑ１：候補者以外（有権者）が違反とは知らず善意で投票依頼（文書等）を送ってしまった場合、候補者へ連座制が適応されるの？

Ａ１：投票依頼を送ることに関しては直接連帯して責任はない。しかし、立候補予定者と一定の関係にある人が買収などの悪質な選挙違反を犯した場合、候補者がその悪質な行為に関わっていなくても、選挙の当選が無効になる。

Ｑ２：選挙運動用の電子メールは、知り合いに転送してもいいの？

Ａ２：電子メールを転送する行為は、新たな送信行為となるため、選挙運動用の電子メールを送信できる候補者以外は、電子メールを転送できない。

Ｑ３：自分（有権者）が運用しているサイト内で立候補者が選挙運動できるような場を提供してもいいの？

Ａ３：有権者のサイトで可能な選挙運動に関しては、選挙全体の周知（投票があった際には投票促進等）、協会の選挙サイトへの促しとする。立候補者は自らが運用しているサイトのみ選挙運動が可能となる。

以上